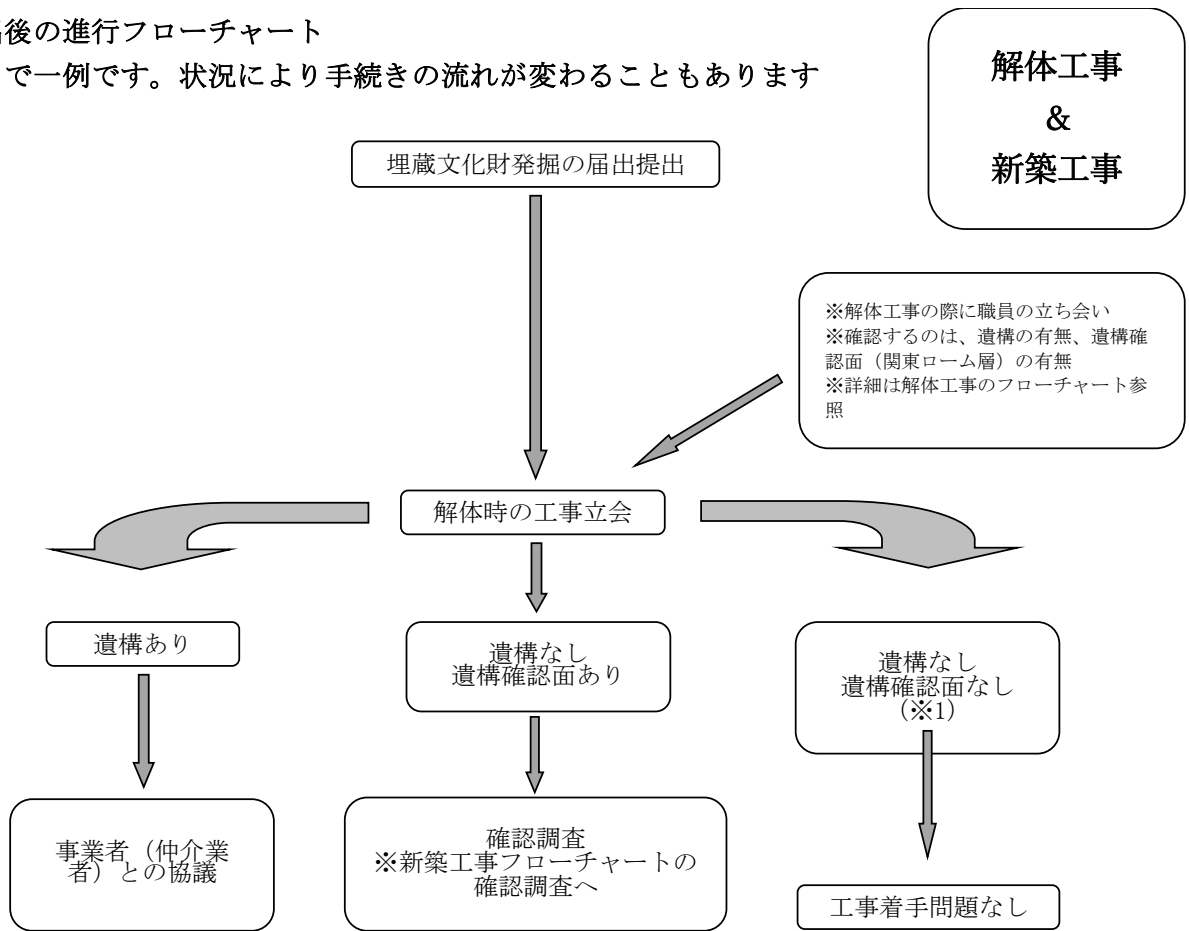


## 届出提出後の進行フローチャート

※あくまで一例です。状況により手続きの流れが変わることもあります



※1 遺構確認面なしとは、既存建物の建築時に遺構確認面まで工事が行われており、遺構確認面である関東ローム層が既に破壊されて、遺構が確認できない状況の場合